

事例1-(2)-⑤	
件名	特別養護老人ホームに設置する医務室の取扱い
改善の方向	厚生労働省は、特別養護老人ホームの医務室について、利用実態等を把握しつつ、特別養護老人ホームの医療提供の在り方を検討する必要がある。
意見・要望等	特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム」という。）の医務室は医療法上の診療所と大きく異なる運用がなされているケースが多い。このため、現状に即した運用となるよう、特養ホームの医療体制を低下させない範囲で、医務室を診療所とする要件を外すことを検討すべきではないか。 (保健所)
府省名	厚生労働省
関係法令名	老人福祉法（昭和38年法律第133号） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下、本事例において「特養ホーム基準」という。）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>特養ホームには医務室を設けなければならない、医務室は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項（注）に規定する診療所としなければならない（特養ホーム基準第11条第3項第7号及び同条第4項第6号イ）。</p> <p>（注）医療法第1条の5第2項 「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>診療所は医師に管理させなければならない、当該医師は、都道府県知事の許可を受けない限り、他の病院、診療所を管理してはならない（医療法第10条第1項及び同法第12条第2項）。</p> <p>また、特養ホームには、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための医師を職員として配置しなければならない（特養ホーム基準第12条第1項第2号）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した15特養ホームの診療所の医師は、全て、医療法第12条第2項の許可を受けた他の病院又は診療所との兼務の医師である。</p> <p>そのため、14特養ホームでは、医師が特養ホームの医務室に常駐しておらず、そのうち、13特養ホームでは、表1のとおり、週1～2日、2時間以内の診療が行われている状況がみられた。</p> <p>また、i) 診療は、医務室内で行われず、入居者の居室内で行われている、ii) 医務室は、施設職員の詰所として利用している、iii) 入居者の診療録（カルテ）は医務室内に保管せず、医師の本務の病院又</p>

は診療所で保管されているなど、通常の診療所とは異なる利用実態がみられた。

表1 15特養ホームにおける診療等の状況

1 診療回数・診療時間		
診療時間 診療回数	2時間以内	2時間超
週1～2回	13事業者	1事業者
週3回以上	0事業者	1事業者 ※
2 診療場所		
入居者の居室	15事業者	
医務室	0事業者	
3 医務室の使用状況		
職員の詰所・休憩所として使用	5事業者	
医薬品や医療器具の保管場所として使用	4事業者	
職員の打合せスペース、入居者の家族との相談室として使用	4事業者	
軟膏の塗布等の簡単な処置室として使用	3事業者	
普段は全く使用していない	3事業者	
医師が常駐している	1事業者	
4 診療録（カルテ）の保管場所		
医務室内	3事業者	
医師の本務の病院又は診療所	10事業者	
医務室及び医師の本務の病院又は診療所の双方	2事業者	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ※の事業者（特養ホーム）では、医師が常駐している。
 3 「医務室の使用状況」は、複数の使用用途があるため、合計数は事業者数と一致しない。

また、診療所の管理者には、表2のとおり、医療法等に基づき、i) 医療に係る安全管理のための体制確保、ii) 院内感染対策のための体制の確保、iii) 医薬品・医療機器に係る安全管理のための体制の確保のための措置を講ずる義務、iv) 管理者の氏名、診療時間等の掲示義務等、通常の診療所と同様の義務が課せられている。



表2 診療所の管理者に課せられる義務の内容

- 医療に係る安全管理のための体制の確保（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第1項）
 - ・ 指針の整備
 - ・ 職員研修の実施 など
- 院内感染対策のための体制の確保（医療法6条の10及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号）
 - ・ 指針の策定
 - ・ 従業者に対する研修の実施 など
- 医薬品に係る安全管理のための体制の確保（医療法施行規則第1条の11第2項第2号）
 - ・ 医薬品の安全使用のための責任者の配置
 - ・ 従業者に対する研修の実施
 - ・ 業務手順書の作成 など
- 医療機器に係る安全管理のための体制の確保（医療法施行規則第1条の11第2項第3号）
 - ・ 医療機器の安全使用のための責任者の配置
 - ・ 従業者に対する研修の実施
 - ・ 医療機器の保守点検に関する計画の策定、保守点検の実施 など
- 管理者の氏名、医師の氏名、診療日及び診療時間等の掲示義務（医療法第14条の2）

（注）医療法及び医療法施行規則に基づき当省が作成した。

さらに、調査した2都道府県では、表3のとおり、医務室を医療法上の診療所とする必要はないのではないかとしている。

表3 特養ホームの医務室に関する都道府県からの意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者がほとんど医務室におらず、診療録も医務室に保管されていない等の実態があり、特養ホームの診療所を通常の診療所と同様に扱うことに疑問がある。 ・ 実態を踏まえ、医療法上の診療所としての要件を外すことを検討してもよいのではないかと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特養ホームの入所者の症状の重度化に伴い、医療機関(医師)との連携は重要であるが、特養ホームの医務室は、医師が必ずしも常駐しておらず、一般の診療所と同様の医療法に基づく診療所とする必要性は感じられない。

（注）当省の調査結果による。

また、4事業者（特養ホーム）においても、表4のとおり、医務室を医療法上の診療所とする必要はないのではないかとしている。



表4 特養ホームの医務室に関する事業者からの意見

意見の内容
・診療行為は、入所者の居室で行っていることから、 <u>医療法上の診療所とする規制は必要ないのではないか。</u>
・診察は入所者の居室で行っている。 ・採血や創傷の処置など、入所者のプライバシーを確保するため、処置室は必要であるが、 <u>医療法上の診療所でなくても対応が可能である。</u>
・医務室は入所者のためのものであり、診察時間も限られていることから、 <u>不特定多数を対象とした病院・診療所と同一のカテゴリーで定義する意味はないのではないか。</u>
・ <u>医務室を医療法上の診療所としての要件を外すことによる特段の支障はなく、必要のない規制は見直した方がよい。</u>

(注) 当省の調査結果による。